

●香川県警察本部告示第13号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月18日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
(定義) 第2条 略					(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						
(1)～(7) 略					(1)～(7) 略						
(8) 日勤制 通常勤務（香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間に勤務することをいう。以下同じ。）又は毎日勤務（別に指定された週休日を除き、毎日 <u>7時間45分</u> 勤務することをいう。以下同じ。）をいう。					(8) 日勤制 通常勤務（香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間に勤務することをいう。以下同じ。）又は毎日勤務（別に指定された週休日を除き、毎日 <u>8時間</u> 勤務することをいう。以下同じ。）をいう。						
(勤務時間等の基準) 第15条 略					(勤務時間等の基準) 第15条 地域警察官の勤務時間等の基準は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところとする。						
勤務制の区分		勤務時間等の基準				勤務制の区分		勤務時間等の基準			
		勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間			勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
交替制	当番	<u>15時間30分</u>	午前8時30分	翌日の午前8時30分	<u>8時間30分</u>	交替制	当番	<u>16時間</u>	午前8時30分	翌日の午前8時30分	<u>8時間</u>
	日勤	<u>7時間45分</u>	午前8時30分	午後5時15分	<u>1時間</u>		日勤	<u>8時間</u>	午前8時30分	午後5時15分	<u>45分</u>
駐在制		<u>7時間45分</u>	午前8時30分	午後5時15分	<u>1時間</u>	駐在制		<u>8時間</u>	午前8時30分	午後5時15分	<u>45分</u>
		略						ただし、1週間につき6時間は、夜間勤務に充てるものとし、1回の夜間勤務の時間は、2時間から3時間までとする。			
日勤制		<u>7時間45分</u>	午前8時30分	午後5時15分	<u>1時間</u>	日勤制		<u>8時間</u>	午前8時30分	午後5時15分	<u>45分</u>
		略						夜間勤務に従事する場合には、駐在制に準ずるものとする。			
2 略					2 略						

(時間割の基準)

第17条 略

勤務制の区分		時 間 割 の 基 準			
		所 内 活 動		所 外 活 動	
		立 番	見張又は在所	警 ら	巡回連絡
交替制	当番	略			
	日勤	1時間	<u>45分</u> から <u>1時間45分</u> まで	略	
駐在制			<u>45分</u> から <u>2時間45分</u> まで	略	
日勤制		1時間	<u>45分</u> から <u>1時間45分</u> まで	略	

(時間割の基準)

第17条 交番勤務、署所在地勤務又は駐在所勤務の地域警察官の時間割の基準は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

勤務制の区分		時 間 割 の 基 準			
		所 内 活 動		所 外 活 動	
		立 番	見張又は在所	警 ら	巡回連絡
交替制	当番	1時間から2時間まで	3時間から4時間まで	6時間から8時間まで	2時間から4時間まで
	日勤	1時間	<u>1時間</u> から <u>2時間</u> まで	5時間から6時間まで	
駐在制			<u>1時間</u> から <u>3時間</u> まで	5時間から7時間まで	
日勤制		1時間	<u>1時間</u> から <u>2時間</u> まで	5時間から6時間まで	

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。